

施設利用に当たっての留意事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり、利用時の体調確認や、施設利用者リストの作成等をお願いしております。御協力をお願いします。

状況により、施設の一部または全部の入場制限や、施設の利用を御遠慮いただく場合がありますので、御了承ください。

- 1 感染が発生した場合に備え、代表者（施設の予約者）は、利用者全員の氏名、連絡先を記載したリストを作成してください。リストの提出は不要ですが、利用者から感染が発生した場合、感染経路追跡調査のため、保健所等に提出をお願いする場合があります。リストは利用日から1か月以上保管しておいてください。
- 2 代表者（施設の予約者）は、利用時に「コロナウイルス感染症対策確認シート」を提出していただきます。利用者の体調、行動履歴などについてお尋ねします。ので、把握しておくようにしてください。なお、確認シートに該当する項目がある場合は、自主的に利用を見合わせていただくようお願いします。
- 3 別紙「施設利用者が遵守すべき事項」「施設利用者が運動・スポーツを行う際の留意点」について、すべての利用者に周知するとともに、必ず守っていただくようお願いします。これは、スポーツ庁が作成したガイドラインに基づいて作成したものです。ガイドラインはスポーツ庁ホームページに掲載されていますので、そちらもご確認いただきますようお願いします。
- 4 消毒用アルコールの入手が困難なことから、可能であれば利用者各自で除菌シートやアルコールスプレー等を持参いただきますよう御協力をお願いします。

1 利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- 施設の入退館時は必ず手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設スタッフ等との距離を確保すること（できるだけ2m以上）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が定めた措置を遵守するなど、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること

2 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること（できるだけ2m以上）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意すること
- 走る、歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置をとること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 屋内施設を利用する場合は、窓を開けるなど常時換気を行うこと。窓の開放が難しい場合は、1時間に1回程度換気を行うこと